○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字大中尾八三一の二、八三一の三、字柿道一、一六、一六の二、一七の二、一五六の二、一五七、一五八、一六二から一六六まで、一六七の二、一六七の三、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇、一七一の二、二六三の二、二六五、二六六の一、二七三、二七四、二八〇の一、二八〇の二、二八一、字坂丸三五一、四八九から四九二まで、五八八の一、五八八の二、五八九から五九一まで、六〇一、六〇二、字府殿二八六、二八七、三二〇、三二二、三二四の二、三二五、五九九、六〇〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大中尾八三一の二・八三一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字柿道一、一六、一六の二、一七の二、一五六の二、一五七、一五八、一六二から一六六まで、一六七の二、一六七の三、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇、一七一の二、二七三、二七四、二八〇の一、二八〇の二、二八一、字坂丸三五一、四八九から四九二まで、五八八の一、五八八の二、五八九から五九一まで、六〇一、六〇二、字府殿二八六、二八七、三二〇、三二二、三二四の二、三二五、五九九、六〇〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字小見一五四の一、昼間字寺尾四〇〇六の二、字前山四〇五五の八三、四〇五五の一七五から四〇五五の一七七まで、四〇五五の六四八、足代字奥ノサコ三五四一、字山分四五八九の五七〇、字中デン三二一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字小見一五五、一五七、一六一、一六二、一七四の一、一七五の二、字滝久保三六六、三六八、三八一の一、三八二の一、三八二の二、三八三、字増川八一四の三、八一六、八一七、字柳沢二五九、四三四、昼間字坪井谷三八九九、三九一一、三九一六の一、三九一七、字平ノ端三六一八の一、三八一八の二、字前山四〇五五の二八七、足代字山分四五八九の二二九、四五八九の二三〇の二、四五八九の二三四、四五八九の二三六、四五八九の二三七、四五八九の二三九、四五八九の二四八、四五八九の二五二から四五八九の二五六まで、四五八九の二五七、四五八九の二五八、四五八九の二五九、四五八九の二六〇、四五八九の二六四、四五八九の二六五から四五八九の二七〇まで、三六八〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小見一五五、一五七、一六一、一六二、一七四の一、一七五の二、字滝久保三六六、三六八、三八一の一、三八二の一、三八二の二、三八三、字増川八一四の三、八一六、八一七、字柳沢二五九、四三四、字平ノ端三六一八の一、三六一八の二、字前山四〇五五の二八七、字山分四五八九の五九二、四五八九の五九三、四五八九の六四九から四五八九の六五一まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字南野間一一八の一九、一一八の一五一、一一八の一五二、一一八の一五四から一一八の一五八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町一字字一字四五七、四七六の一、四八四の一、四八四の二、四八五の一、五二三の一、五二五の二、字大屋内五〇八二の一、五〇八三、字剪字四二〇の一、四二三の一から四二三の三まで、四五四、四六一、四六五、四六七、四六八、字實平一六五一の二、六五九三、六六〇〇、六六三五、六六四二、字廣澤一八六八の二、一八七の二、一九二六の二、一九二八、一九二八の三、一九二九、一九七七、六三九〇、六三九一、六四六一、六四六二、六四六七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一字四五七・四七六の一・四八四の一・四八四の二・四八五の二・五二三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、五二五の二、字大屋内五〇八二の一、